

総合調整会議（2022. 2. 17）

○日時：令和4年2月17日（木） 午前8時25分～午前9時40分

○場所：栗東市危機管理センター3階 大研修室

○出席者：市長、副市長、教育長、部長等

<会議内容>

1. 市長の指示事項

市長からの指示事項

[市長]

- ・新型コロナウイルス感染症については、ピークアウトという記事も目にするが、引き続き皆と協力して取り組んでいきたい。

2. 審議事項

【案件名】栗東健康運動公園の整備について

→建設部理事、都市計画課参事から説明

- ・栗東健康運動公園基本計画（案）修正の方向性について審議に付すもの。

区分：決定

【案件名】令和4年度における行政組織機構について

→総務部長、総務課参事から説明

- ・令和4年度における行政組織機構について審議するもの。

区分：決定

3. 報告事項

【案件名】令和4年4月1日に改正都市計画法が施行されるにあたり、市条例の関連条項を改正することについて

→建設部長、住宅課長から説明

- ・令和4年4月1日に改正都市計画法が施行されるにあたり、市条例の関連条項を改正することについて報告するもの。
- ・市街化調整区域において、市の条例で区域や予定建築物の用途を指定することによって、一般の住宅等が建築可能となる都市計画法の規定（34条第11号及び第12号）がある。区域の指定に際して、これまで土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が定められていたが、令和4年4月1日の法改正により、新たに土砂災害警戒区域（イエローゾーン）も定められないようになるため、条例を改正するもの。

区分：了解

【案件名】都市計画法第34条11号及び12号の指定区域の変更について

→建設部長、都市計画課長から説明

- ・都市計画法第34条11号及び12号の指定区域の変更について報告するもの。
- ・令和4年4月1日に改正都市計画法が施行されるにあたり、本市の条例改正に合わせ、第34条11号及び12号の指定区域を変更することについて都市計画審議会にて意見を伺う。

区域の指定に際して、これまで土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が定められていたが、法改正により、新たに土砂災害警戒区域（イエローゾーン）も定められないようになる。

- ・本市では以前から指定区域内にイエローゾーンを含めていないため、区域の変更は不要であると考えていたが、令和3年2月19日に県が土砂災害の区域を見直しており、本市で新たに54箇所のレッドゾーンとイエローゾーンが追加されている。そのうち3箇所が北尾・北の山地区、御園八王子地区、御園谷出地区と重なるため、当該箇所を区域から除外するにあたり、都市計画審議会にて意見を伺うもの。

区分：了解

【案件名】第2次栗東市立図書館基本的運営方針（案）の策定について

→教育部長、図書館長から説明

- ・第2次栗東市立図書館基本的運営方針（案）の策定について報告するもの。
- ・図書館法第7条の2に定める「公共図書館の設置及び運営の望ましい基準」の改正（平成24年）により、図書館では事業実施に関する計画を公表することが示され、平成29年から5年間で1期とする「栗東市立図書館基本的運営方針」を策定し今年度末で終期を迎える。このことから令和4年度を始期とする第2次方針を策定し、引き続き本市における読書推進事業に取り組むもの。
- ・方針の進行については、PDCAサイクルにより実施し、図書館協議会により数値目標、取組内容の評価点検を行う。

区分：了解

4. 閉会

副市長からの挨拶

- ・大型プロジェクトについて、部局間の調整・連携は十分をお願いしたい。また、大型プロジェクトは途中経過の段階でも議会に説明をお願いしたい。

- ・ 3月定例会に向けて、議員には分かりやすい説明をしていただき、対応についてもお願いしたい。特にタイトな日程になるので、各部局長におかれては皆に指導をお願いしたい。

以上